

串本町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和8年4月
串本町

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
3. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
4. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	4
5. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 温室効果ガスの削減目標	5
6. 目標達成に向けた取組	6
(1) 取組の基本方針	6
(2) 具体的な取組内容	6
①施設設備等の脱炭素化の取組	6
②公用車の脱炭素化の取組	6
③環境に優しい備品等の購入	6
④職員の脱炭素化への取組	7
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	8
(2) 進捗状況の公表	8

1. はじめに

地球温暖化による気候変動の影響は、大規模な山火事や干ばつの発生など、世界的なニュースとなり年々大きくなっています。国内においても、線状降水帯や台風又はゲリラ豪雨等の極端な大雨と、それに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、人々の暮らしや人体に直結することが多くなり、実感することが増えてきました。

気候変動は地球上の人類・生物の存続を脅かす最大の危機であるとの危機感から、2015年（平成27年）に合意されたパリ協定を受け、国は「2050年カーボンニュートラル」を2020年（令和2年）に宣言し、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現」を目指すことを表明し、中期目標として、2030年度には温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。また、和歌山県においても、第5次県環境基本計画が策定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本計画は、削減目標や施策を定め、温室効果ガスの削減を更に加速させるため、策定したものです。

令和8年（2026年）4月

2. 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。同協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前より2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡」を掲げています。

2018年公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、区域施策編に関する新たな施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。同法では、市町村において区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることを目指し、さらには、50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。併せて、政府がその事務・事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

串本町においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

3. 基本的事項

(1) 目的

串本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「串本町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、串本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、串本町の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

串本町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

基準年度は2015年度とし、2026年度から2030年度末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画の位置づけ

串本町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び串本町長期総合計画に即して策定します。

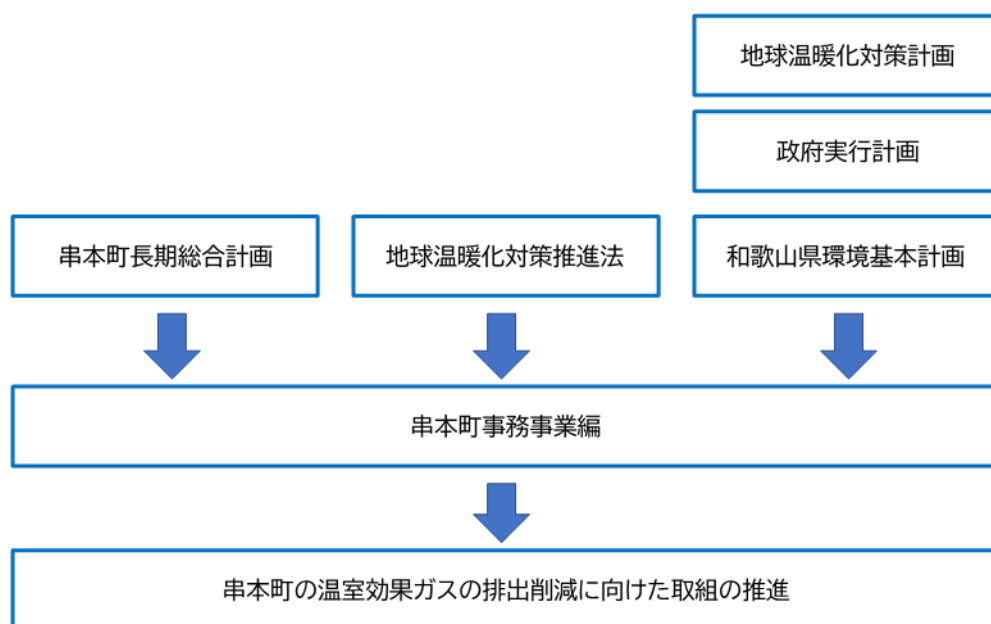


図1 串本町事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

串本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度（2015年度）において、4,344.45 t-CO₂となっています。（内訳は以下のとおり）

項目	単位	使用量	CO2 排出量 (t-CO ₂)
燃料			653.48
灯油	L	20,673.0	48.76
ガソリン	L	63,109.6	146.52
軽油	L	17,089.1	44.17
A重油	L	110,364.0	299.05
LPガス	m ³	17,560.5	114.98
電気	kWh	7,441,455.0	3,690.96
合計			4,344.45

図2 串本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」

5. 温室効果ガスの総排出量の削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画等を踏まえて、串本町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のとおり設定します。基準年度を2015年度として、計画期間の最終年度である2030年度の排出量を45%削減することを目標とします。

	基準年度（2015年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス総排出量	4,344.45 t-CO ₂	2,389.45 t-CO ₂
削減率	—	45%

図3 温室効果ガスの総排出量の削減目標

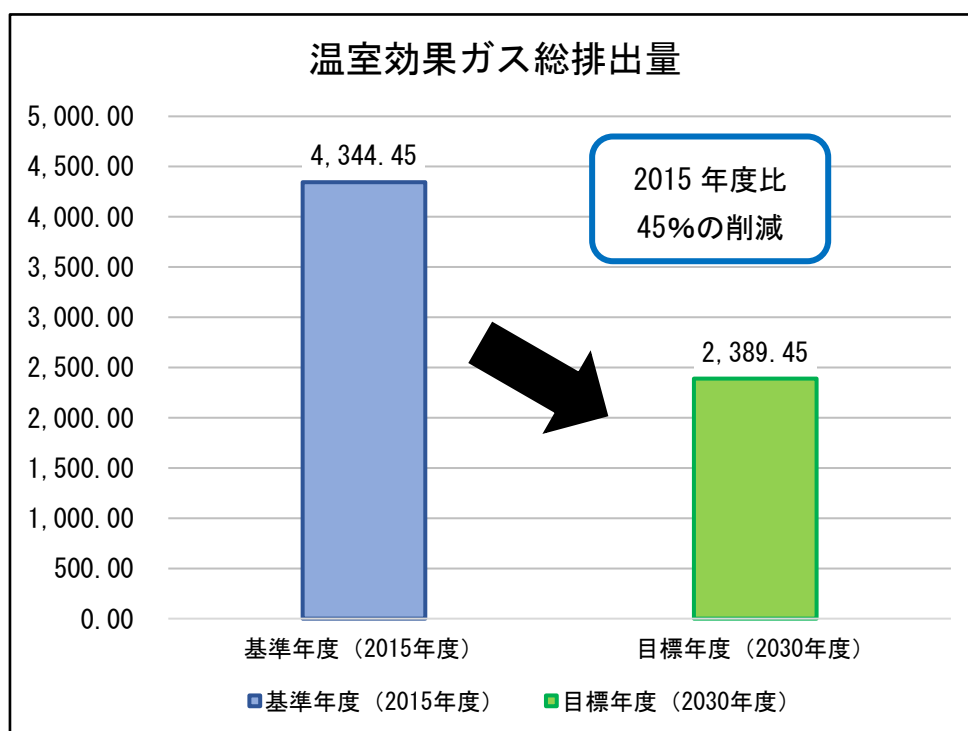


図4 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの主な原因である、電気とガソリン等の燃料の使用量削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

①施設設備等の脱炭素化の取組

- 各施設における空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適切な管理に努めます。
- 空調機器のフィルター等の清掃を定期的に行い、送風効率を向上させます。
- 温室効果ガス排出量が少ない高効率の給湯器や空調機の導入を検討します。
- 各施設の照明を LED 等の高効率照明に変更します。
- 照明器具の清掃、電球等の交換を適正な時期で実施します。
- 施設更新時には環境負荷に配慮した設備に順次更新するよう努めます。
- 施設の規模・用途に応じ、その性質上適さない場合を除き、太陽光発電等の設置の可能性について検討します。
- 太陽光発電の有効活用及び災害時も想定し、蓄電池や燃料電池の導入を検討します。

②公用車の脱炭素化の取組

- 公用車のタイヤ空気圧の調整等、定期的な点検や整備に努めます。
- 公用車使用の際、目的地が重なる場合は可能な限り相乗りに努めます。
- 公用車の使用状況を把握し、台数の見直しを検討します。
- 計画立てて公用車の EV 化に努めます。

③環境に優しい備品等の購入

- エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルがついている製品の購入に努めます。
- 備品等については、無駄な購入を行わないよう努めます。
- 詰め替え等が可能な製品の購入に努めます。
- 備品等については、修繕等により長期間の使用に努めます。

④職員の脱炭素化への取組

- クールビズを実施して、冷房の使用抑制・適切な管理に努めます。
- 出張時は可能な限り公共交通機関の利用に努めます。
- 時間外勤務の削減に努めます。
- 業務時間外の点灯は必要最低限とします。
- 常時使用しない機器は、主電源を切る等の節電に努めます。
- 各課の最終退庁者は、OA 機器等の電源切り忘れがないか必ず確認します。
- コピー用紙の使用量削減を図るため、両面コピーや裏面未使用のコピー用紙の再利用に努め、業務に支障のない範囲で電子化（ペーパーレス化、電子メール利用等）に努めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

計画の着実な推進を図るため、実行計画管理総括者、実行計画推進管理者、実行計画推進責任者、温暖化対策推進委員、事務局を設置し、以下のとおり、「串本町地球温暖化対策庁内推進体制」を構築します。

①実行計画管理総括者（町長）

- ・ 計画の取組を評価し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行う。

②実行計画推進管理者（副町長）

- ・ 計画の取組の推進、進行管理、点検を行う。

③実行計画推進責任者（各課長）

- ・ 各課等における取組を推進、点検、評価し改善を指示する。

④温暖化対策推進員（各課等代表）

- ・ 計画の推進が図られるよう所属職員に趣旨内容の周知徹底を図る。
- ・ 所属における実行計画の推進進行管理を行う。
- ・ 事務局が実施する調査に協力する。

⑤地球温暖化対策実行計画推進事務局（住民課）

- ・ 推進に関する庶務を行う。
- ・ 各課の推進員に対して調査依頼を行う。
- ・ 必要に応じ目標並びに修正案を作成し、実行計画推進管理者に提出する。

(2) 進捗状況の公表

各計画の進捗状況、点検評価結果及び毎年の温室効果ガス排出量については、全職員に周知するとともに、年度毎に串本町のホームページで公表します。